

天久小学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止基本方針

天久小学校

(1)いじめとは

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。（いじめ防止対策推進法）（第2条第1項）

いじめは、どの児童生徒にも、どの学校でも起こりうる。とりわけ、嫌がらせや意地悪などの「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで「暴力を伴ういじめ」と同様に、生命又は精神及び身体に重大な危険を生じさせることがある。

いじめは、被害・加害の二者関係だけでなく、「観衆」としてはやしたてたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在がいじめを促進させてしまったりするなど、いじめには集団の問題という側面があることを十分理解したうえで、望ましい集団作りに取り組み、集団全体にいじめを許容しない雰囲気を形成することが大切である。

(2)目的

那覇市立天久小学校は、学校や家庭、地域と連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むため、「いじめ防止対策推進法」「平成25年法律71号」第13条の規定に基づいて、いじめの防止やいじめの早期発見、いじめの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するいじめ防止基本方針を策定した。

2 いじめ防止等のための施策

(1)いじめ防止対策委員会の設置

学校は、当該校の複数の教職員等によって構成される「いじめ防止対策委員会」を組織する。日頃からいじめ問題等、児童の指導上の課題に対応するための組織として位置づけている生徒指導部会等、既存の組織も合わせて効果的に活用する。

(2)関係機関との連携

いじめが暴行や傷害等犯罪行為にあたると認められる場合や、児童の生命、身体または財産等に重大な被害が生じる場合などは、直ちに警察に通報して、被害児童を守る。その際には、学校での適切な指導・支援を行い、被害者の意向にも配慮した上で、警察に相談・通報し、教育委員会や医療機関とも連携しながら対応していく。

(3)学校評価・学校評議員会等の活用

学校は学校評価等を活用し、いじめについてその実態把握が適切に行われるように、いじめの早期発見、再発防止の取り組み等を適正に評価し、改善に努める。また、学校評議員会や安岡中学校校区青少年健全育成会議、小中一貫教育生徒指導部連絡会等を活用し、いじめの問題など学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで解決に向けて連携する仕組み作りを推進する。

3 いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に関する取り組み

(1) 学校全体としての取り組み

日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないよう、いじめの早期発見を徹底する。

そのために、定期的なアンケート調査や教育相談週間の実施などにより、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態を把握し、家庭と連携を密にしながら解決に向けて取り組む。

			児童へ直接かかわる取組内容	保護者との連携や依頼内容
いじめの未然防止			○個々の価値観等の理解（道徳・特活） ○道徳教育の充実（人権教育・情報モラル） ○正しい判断力の育成（道徳・特活） ○奉仕的体験活動への積極的取組	○自他の物を区別し、大切に扱う心の育成 ○携帯電話、インターネット、ゲーム等の約束作り ○生活の様々な機会を通し、善悪の判断力を育成 ○地域での様々な体験活動への積極的参加
いじめの早期発見			○集団から離れて一人である児童への声かけ ○個別面談や生活アンケートによる情報収集 ○文房具等や持ち物にいたずらや紛失があった際の即時対応と原因追及	○日常的、積極的な子どもとの会話 ○服装の汚れや乱れ、けがのチェック ○子どもの持ち物の紛失やその増加に注意
いじめへの対応	暴力を伴ういじめ	いじめられた側	○本人や周囲からの聞き取りによる、身体的、精神的な被害の的確な把握と迅速な初期対応 ○休憩時間に教師による見回りを行うなど被害が継続しない体制作り ○いじめの原因や背景による根本的な解決	○子どもを守る強い姿勢を見せることと、子どもの話をよく聞くことによる事実や心情の把握 ○問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力
		いじめた側	○事実を確認し、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止 ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 ○関係機関との連携	○いじめられた子どもを守る対応をすることへの理解 ○事実の冷静な確認（子どもの話を聞く） ○被害にあった子どもや保護者への適切な対応
	暴力を伴わないいじめ	いじめられた側	○本人や周囲からの聞き取りによる、精神的な被害の的確な把握と迅速な初期対応 ○休憩時間に教師による見回りを行うなど被害が継続しない体制作り ○いじめの原因や背景の調査による根本的な解決	○子どもを守る強い姿勢を見せることと、子どもの話をよく聞くことによる事実や心情の把握 ○問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力
		いじめた側	○事実を確認し、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止 ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 ○関係機関との連携	○いじめられた子どもを守る対応をすることへの理解 ○事実の冷静な確認（子どもの話を聞く） ○被害にあった子どもや保護者への適切な対応
	行為が分かりにくいいじめ	いじめられた側	○苦しい気持ちへの共感と、「いじめから全力で守る」ことの約束 ○本人や周囲からの聞き取りによる、つらさの的確な把握、迅速な初期対応 ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決	○子どもを守る強い姿勢を見せることと、子どもの話をよく聞くことによる事実や心情の把握 ○問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力
		いじめた側	○事実を確認し、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止 ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 ○関係機関との連携	○いじめられた子どもを守る対応をすることへの理解 ○事実の冷静な確認（子どもの話を聞く）
直接関係がない児童		○傍観することが、いじめに加担することと同じであること、いじめられた児童の苦しさの理解 ○言いなりにならず、自分の意思で行動することの大切さの指導	○子どもがいじめに気づいた場合、傍観者とならず、学校や保護者へ通告できるように指導 ○どんな場合でも、いじめる側や傍観者にならない強い意志の育成	

(2) 日常的な指導体制

- ・校内指導体制及び関係機関との連携
- ・チェックリスト（教師用）
- ・カウンセリングマインドを生かした指導（いつでも、どこでも、教育活動全体の中で）

(3) 未然防止

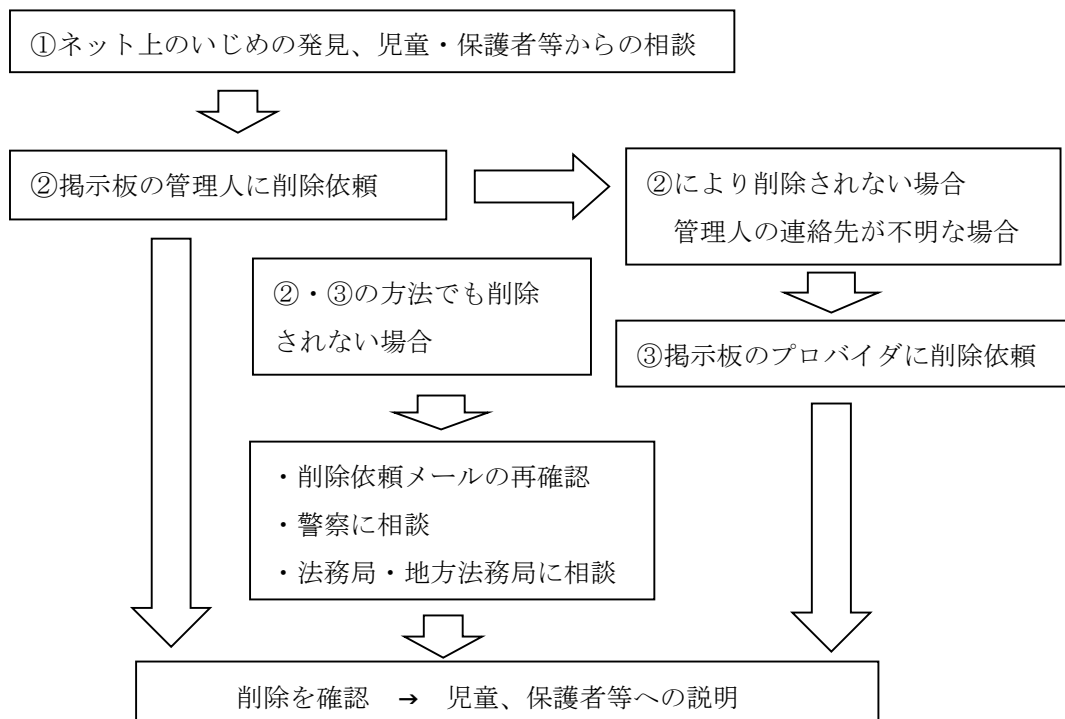
- ・受容的学級作り
- ・人権教室、非行防止教室、情報モラル教育等を推進し、児童の意識向上と保護者への啓発に努める。

(4) 早期発見

- ・毎月1回のアンケート調査（こまったさんアンケート）
- ・教育相談週間の実施（6月・11月）
- ・保護者との面談（4月学級保護者会、7月個人面談、11月個人面談（希望等）
- ・全職員共通理解のもと、最優先事項とする。

(5) ネット等でのいじめ（誹謗中傷）への対応

- ・インターネット上で行われるいじめは、警察署などの関係機関と連携し、早期発見、早期対応に努め、保護者と連携して以下の手順で行う。



(7) 年間の指導計画

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
職員会議等	生徒指導部会											
	事案発生時 いじめ防止 対策委員会開催											
早期発見・防止対策	いじめ実態 把握調査	こまったさん アンケート									本年度の まとめ 課題検討	
	心の相談 アンケート											
		教育相談週間										
		教員 人権研修会										
		人権 教室										
								心の相談 アンケート	教育相談週間			

4 保護者への連絡と支援・助言

いじめが確認された場合は、保護者にも事実関係を伝え、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援やいじめを行った児童の保護者に対する助言を行う。また、事実確認により判明したいじめ事案に関する情報を適切に提供する。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の捉え方

重大事態とは、児童がいじめを受けたことにより、自殺を企図した場合や身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合等が想定される。また、いじめにより相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるときは、日数だけでなく、個々の状況等を十分把握した上で判断する。

なお、児童の保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校は重大事態として捉え、適切に対処していく必要がある。

(2) 重大事態の報告

学校は、重大事態と思われる案件が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告する。報告を受けた教育委員会は、重大事態の発生を市長に報告する。

【 学校が調査の主体の場合 】

- ①学校のもとに重大事態の調査組織を設置する。
- ②調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ③いじめを受けた児童及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。
- ④調査結果を学校の設置者に報告する。
- ⑤調査結果を踏まえた必要な措置を講じる。
- ⑥いじめ防止対策委員会の組織

委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

ア 委員長は校長を、副委員長は教頭をもって充てる。

イ 委員は次にあげる者をもって充てる。

(ア)生徒指導主事

(イ)教務主任

(ウ)学年主任

(エ)養護教諭

(オ)教育相談主任

(カ)スクールカウンセラー

(キ)特別支援コーディネーター

(ク)その他、委員長が必要と認める者

【 学校の設置者が調査の主体の場合 】

- ・設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。

【いじめ関連参考文献】

○いじめ防止対策推進法（平成 25 年 法律第 71 号）

○「いじめ防止対策推進法」及びいじめ防止基本方針について

（文部科学省初等中等教育局児童生徒課 平成 25 年 10 月 31 日・11 月 1 日）